

[1] 無線局の免許人は、電波の型式及び周波数の指定の変更を受けようとするときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に電波の型式及び周波数の指定の変更を申請する。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 総務大臣に電波の型式及び周波数の指定の変更を届け出る。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。

[2] 船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が別に告示するものを除く。）は、電源電圧が定格電圧の（±）何パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものでなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 10パーセント
- 2 20パーセント
- 3 2パーセント
- 4 5パーセント

[3] 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 10日
- 2 14日
- 3 30日
- 4 7日

[4] 無線局の免許人は、その船舶局が遭難通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 2 その通信の記録を作成し、1年間これを保存する。
- 3 船舶の所有者に通報する。
- 4 速やかに海上保安庁の海岸局に通知する。

[5] 無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣から受けることがある処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し
- 2 6箇月間の業務の従事の停止
- 3 その業務に従事する無線局の運用の停止
- 4 期間を定めて行う無線設備の操作範囲の制限

[6] 船舶局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どの箇所に掲げておかなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 2 航海船橋の適宜な箇所
- 3 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 船内の適宜な箇所

[7] 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- 1 特定の相手方に対して行われる無線通信
- 2 総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信
- 3 総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信
- 4 特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信

[8] 無線局は、遭難通信等を行う場合を除き、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、どの電波の周波数を聴守しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数
- 2 自局に指定されているすべての周波数
- 3 自局の付近にある無線局において使用している電波の周波数
- 4 他の既に行われている通信に使用されている電波の周波数であって、最も感度の良いもの

[9] 無線局が電波を発射して行う無線電話の機器の試験中、しばしば確かめなければならないことはどれか。次のうちから選べ。

- 1 他の無線局から停止の要求がないかどうか。
- 2 「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信が5秒間を超えていないかどうか。
- 3 その電波の周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 4 空中線電力が許容値を超えていないかどうか。

[10] 遭難通信を行う場合を除き、その周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、1分以上にわたってはならないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 156.8MHz
- 2 156.525MHz
- 3 2,187.5kHz
- 4 27,524kHz

[11] 遭難通報を受信した船舶局は、直ちに誰にその通報を通知しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 その船舶の責任者
- 2 その船舶局の免許人
- 3 海上保安庁の海岸局
- 4 適宜な海岸局

[12] 船舶局は、安全信号を受信したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信する。
- 2 その通信が自局に関係のないものであってもその安全通信が終了するまで受信する。
- 3 できる限りその安全通信が終了するまで受信する。
- 4 一切の通信を中止してその安全通信が終了するまで受信する。